

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

開会前でございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（石井直樹君） おはようございます。

昨日発生いたしました火災事故につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

発生場所が下田市立野278番地の1。火災の概要でございますが、建物が木造2階建て、延べ床面積約99平米、焼損面積が99平米、全焼でございます。全焼1棟、それから2棟、両隣の建物が部分焼となっております。覚知日時でございますが、平成22年12月20日午前8時29分、鎮圧時間が9時53分、鎮火時間が11時46分。消防団でございますが、ポンプ車9台、積載車2台、指令車1台、団員109名でございます。気象状況が晴れ、警報・注意報は発令をされておりました。

火災原因につきまして現在調査中ではありますが、消防団の活動状況でございます。この火災事故に対しまして本部分団、第1分団、第2分団及び第3分団が出動し、消防署との連携のとれた懸命な消火活動により鎮圧、鎮火に努めました。

しかし、懸命な消火活動を行いました、残念ながら1名の方が、犠牲となられましたことを議会前にご報告申し上げたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（増田 清君） 本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は9番 増田榮策君であります。

ここで報告の件があります。

局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君） 朗読いたします。

平成22年12月21日。

下田市議会議長、増田 清様。

なお、発議者の敬称は略させていただきます。

発議者、下田市議会議員 沢登英信、同じく土屋誠司。

議第68号 下田市林道管理条例に対する修正案。

上記の修正案を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

議長（増田 清君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまより、議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

午前10時 4分休憩

午前10時11分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第67号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第68号 下田市林道管理条例の制定について、議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第70号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上5件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第67号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第68号 下田市林道管理条例の制定について。
- 3) 議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。
- 4) 議第70号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。
- 5) 議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

2. 審査の経過。

12月14日の1日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第67号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第68号 下田市林道管理条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第70号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

1番。

1番(沢登英信君) 議第68号 下田市林道管理条例の制定についてお尋ねをしたいと思います

ます。

まず、下田市林道維持管理規則を廃止をして条例をつくるとういう枠組みであろうと思いますが、規則から条例にしてですね、どこがどう変わってどう管理が、良好な状態の管理ができるようになるのかとその点をまずお尋ねをしたい。

それから、当然附則で維持管理規則は廃止をするんだらうと思うわけです。規則で廃止をするというぐあいにはありますが、条例そのもので、その適用を附則でうたっているわけですから、その前提としての規則を廃止するという規定をなぜ設けないのかと。

さらに、林道の現状をどのように認識をされているのかと。林業振興を妨げておりますのが、ヒノキ沢林道を挙げるまでなく産業廃棄物公害、産業廃棄物の処分場によりますこの営業が、現時点では林業振興を一番阻害をしていると。こういう現状の中で、この問題をどう解決していくのかと。1日200台ものダンプカーが通るような現状を再び引き起こさせないために林道管理条例をつくらうと、こういう側面が当然この中に含まれていようかと思うわけです。そういう点でどういう制限をなしたのかと。

規則から条例にするためにはですね、一定の権利の制限をする。そのためには条例にしなければならない当局は答弁をしているわけですので、この条例によってどういう規制が図られ、産廃公害のダンプ公害等が解消されることになるのかと、どういう議論をそこでされたのかお尋ねをしたい。

さらに、委員会として千葉縣市原市に視察研修にお出かけになったかと思うわけですが、その成果がこの条例の中にどのように生かされたのか、議論されたのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、委員会委員長自身は、公害防止協定との関係があるんだと、こういう主張をされてきたかと思うわけであります。一般質問の中でも明らかになりましたように、Y Tビジネスとの公害防止協定はこのままでは結ばれないかもしれないと、こういう答弁を副市長がしているわけです。公害防止協定が定まらなると林道管理条例はそれとの絡みがあるのでなかなか結論を出すことは難しい、こう委員長は答弁をしてきました。その関係はどうなっているのかと。一議員が出した条例は否決にするけれども、当局の出した条例はそのまま通すんだと、こういう姿勢なのかと。どういう議論をしたのか明らかにしていただきたいと思ます。

さらに、この新しい規定の中では林道に標識をつくるとういう規定があります。どういう現状の中でどこどこに標識をつくるのかと、なぜこういう規定が必要になっているのか、

この点についてどういう議論をされてきたのかお尋ねをしたいと思います。

以上です。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 質問がいっぱいありましたので、もし漏れたら、また指摘してください。

林道維持管理規則から林道管理条例へ移行する、変えるということについて、それによってどのように状況がよくなるのか、あるいは規則を廃止する。そのための手続等々どうするのかというふうな規則の問題が、まず最初にご指摘されましたが、委員会において規則ということはほとんど審査されませんでした。というのもその背景としては、この間3月からの沢登議員の議員発議等々ずっと委員会のほうで審査してきまして、管理条例をつくるということが一つの命題となっておりまして、そういう観点から規則から条例というふうなそういうふうな移行についての委員会での質疑というのはほとんど、そういう点を問題にした質疑というのはほとんどなされてきませんでした。今回の委員会の審査でも同じです。

それと、林道の現状をどのように認識しているのか。これに関しては、やはりこの間の3月からの審査の過程で現地視察、林道の状況を視察しましたし、また県の農林事務所あるいは森林組合等々の人をお呼びして現状を聞いたりしました。また、市原市への視察等々も行い、いろいろ委員会として現状を把握することに努めてまいりました。そのような中から、委員会としては林道の現状、ここで何とか林業をより振興させる必要があると。そのためには、林道をもっと整備する必要があるというふうな認識は委員会としては持っております。そのような議論はなされました。

産廃公害への対策ですね。林道管理条例そのものが産廃処分場の許可申請の問題と密接にリンクしているわけですし、それらへの公害発生をどのように防止するのかという観点から林道管理条例が必要とされてきたということは事実であります。しかし、その林道管理条例を産廃問題だけの対策、そのためだけの条例にしてよいのかどうなのかという議論もまた一方でなされまして、やはり林道管理条例は基本的には林業を、下田市の林業、それを取り巻くいろいろな自然公害も含めまして、林業をより発展させていく、そのための条例であるべきだというふうな、それが一つ大もとでありまして、それと現状その林道にある産廃上の公害問題等々をどういうふうなその中で規制していくようなことが図られるのかということでありまして、そのような観点から産廃問題を考えていこうというふうな意見のほうで委員会においては多くの意見としてありました。

市原市の視察の成果については、視察の報告書を議会に提出してありますので、それをよくお読みになっていただければと思います。

公害防止協定との関係です。公害防止協定で、基本的に私たちの委員会の議論で多数となってきたのは、林道管理条例では先ほども言いましたように、林業を含む下田市の林業、そしてまたその周辺の自然環境等々をどうやって守っていくのか、あるいは林業振興させていくのかというふうなことが林道管理条例の本質であるというふうなことでありまして、しかし個別のそのような公害問題、公害発生するかもしれないそのようなことに対してどういうふうにしていくのかということ、それは個別の例えば産廃場、処分場、そういう施設と個別な公害防止協定を結んで、その中でそのような公害の発生を防止していく、そのようにしたほうがよいのではないかというような意見が委員会の中では大勢を占めました。

現に、そのY T ビジネスの営業許可申請の過程においては、今現在県を含めまして下田市と事業者との間で公害防止協定の締結に向けての今動きがあります。

そのような形で公害防止協定ということ、現実のいろいろなその一つ一つの事態を細かいというか予測されるこのような運搬車両によるいろんな影響だとか等々に関しては、公害防止協定の細則ということで細かく規制していくほうがよいのではないかというふうな議論が委員会の大勢を占めました。

議員発議との関係ですね、議員発議のときには否定して、何で今回はというようなこともそのようなご指摘だと思いますが、一応議員発議された形で、これまで本委員会としても真剣に林道の条例について勉強もし、いろいろ議論もし、審査してきました。ですから、そのような意味で議員発議にとっては、我々の委員会にとっても大きな命題でありましたし、我々が林道、下田市の現状を知る上での議員発議というのはそのような大きな効用がありました。

しかしまた、その議員発議の中での条文を審査していく中で、さまざまな疑問点等々も散見され、見られ、その時点で果たしてこの発議の条例文をそのまま採用してもよいのかどうかというところで、委員会のほうとしてはちょっとまだ、ちょっともう少し条例文を煮詰めたほうがいいのかなんていうふうなことで、そのときには議員発議の条例案を委員会として否決するというようなことになりました。

そのような3月から6月、9月、その間の閉会中の審査等々も含めて条例文をいろいろと審査してくる中で、今回の当局から出された案については、委員会の大勢がこれならばやむを得ないだろうというふうな意見で、今回は委員会の中では可決したというふうなことです。

標識をつくるというふうなことです。標識の問題については、議員からの指摘は本会議場でもありましたが、委員会においてこれについての特別の審査はなかったように思います。なぜ標識という問題が今回その条例の中に出てきたのかという問題は、特別委員会で質疑、審査したというふうなことはないと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 規則から条例に変える点についての審査はなかったと。どんな審査をしたんだと、こういうことになるんではありませんか。少なくともこの林道というのが公の施設であるという結論は出さなかったんでしょうか。

〔「うん」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） 公の施設であると。公の施設には、それを管理するためには、条例が必要だと。一定の規制をする市の施設であるという、下田市長が管理するという規定がこの中にあるわけですから、それは公の施設として市が管理をしていく。こういう結論を出さなかったんですか、議論をしなかったんですか。それが1点目。

それから、規則と条例の違い。具体的にヒノキ沢林道の通行の件を例に挙げて考えてみてください。この条例の制定によって、どう変わるのかと。何ら変わらない。11トン車も通っていい、こういう現状のどこに変更がなされるのか、規制がされることになるのか、あるいはされないことになっているのかという点を具体的にお尋ねをしたい。

3点目として、林道管理条例は単に産廃の規制をするだけのものではない。ご指摘のとおりだと思います。林業をより発展させるべきもんだとこういうご指摘であります。この条例の中のどの条文を使って林業をより発展させるべきものになるのかと、その点をお尋ねをしたい。

林業の振興のためには林道が必要だというご指摘をされましたけれども、この林道管理条例は今ある公の施設である林道をどう管理して、その林班の林業を振興させるかということでありまして、新しい林道をつくらうなんていうことを、この条例の中にはどこにもうたっていないでしょう。そんなとんでもない議論をしたんですか。管理するための条例であって、林道をつくるための条例ではないでしょうと思いますが、どういう議論をそこされたのか、再度お尋ねをしたい。

さらに、公害防止協定を進まないことには、この林道管理条例の制定は関連性があるので困難であると、こういう結論を委員会として出してきたのではないんですか。私の3月に出

した条例、9月に出した条例も同じような答弁をしているはずですが、何らこの公害防止協定との関係では変化がないと思いますが、どういう変化があったのか。どうして同じ結論が出てこないのか。公害防止協定がだめなものであれば、林道管理条例ももう少し待てと、こういう結論になるのではないんですか。それがそういう結論にならなかった理由はどこにあるのか明らかにしていただきたい。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 林道が公の施設であるかどうかについては、委員会としても議論はいっぱいありました。その公の施設であるという意見と、一方においては、すべての林道が公の施設であるのかどうかというそのような意見も出されました。特に小さなとか行きどまりのようなそういうふうな、いわゆる3つの林道ですね。寝姿山線ですか、あと落合縄地線、ヒノキ沢線以外の林道に関しては、これが公の施設であるかどうかというような議論もなされました。総体として、公の施設として規制していこうというような方向で、委員会としてはそのような方向で了承されたというふうに思っております。そのような観点から条例ということも、必要性ということも、当然委員会のほうとしてはその認識しているわけであります。

10トン車ですか、今回の条例案においては、第8条の通行の許可の中で中型車までは通れますよと、中型車以上のところは一応許可が必要だというふうなそういうふうなことになっております。すべて車両が全部フリーということじゃなくして、一定のそのような意味での規制はあります。

それと林道管理条例は、林道をつくるための条例ではないというふうにおっしゃっています。まさにそのとおりですが、しかし林道管理条例の目的というところで、「この条例は、森林の健全な育成を図るため、下田市が管理する林道及び林道に隣接する林地を保全するとともに、林道の機能が十分に発揮できるよう良好な状態で維持管理することにより、林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に資することを目的とする」と目的に書いてあります。

それで、林業振興及び林道周辺ということの議論の中で、じゃ、林業振興するにはどのようにしたらいいのかというそのような議論の中で、やはり林道の整備、あるいは今現在、林業がだめな理由の一つとしてコストの問題等々があって、林道が整備されていけばそこら辺もある程度カバーできるんじゃないかというふうなそのような議員の議論はありました。だからといって、林道をつくれというふうなことではありませんが、林業を振興していくためには林道の整備、あるいは新しい林道をつくるということも踏まえて林道の整備というは必

要であるというふうな議論は委員会のほうでなされております。

公害防止協定の問題についてなんですが、3月から9月までの間においては、公害防止協定ということが県からもそれを、そういう協定を結ばなければ許可しないとかそういうことで公害防止協定ということがずっとありましたが、それが9月以降、10月ですか、一応ちゃんとした当局側というか、こちら下田市側の公害防止協定案として作成されました。それをもとに現実的に事業者と交渉に入っているふうなところで、公害防止協定というのが一つの形としてできてきたというふうなところが、一番状況が変わってきているのかなというところ、その前のところと違う点じゃないかなというふうに思います。この公害防止協定において、これに合った規制をしていくんだという強い意思も感じられますし、そのようなものとして委員会としてもある程度これに基づいて、事業者のほうともしっかりした協定結んでもらいたいというふうな期待があります。

この問題に関しましては、本会議場においても環境対策課長からその現状についての、交渉過程についての説明があったと思います。より公害防止協定が現実的なものとしてできたということが一番大きな違いではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番、3回目です。

1番（沢登英信君） はい。15本のこの林道をこの条例で管理するということは、15本とも公の施設であるということが、当然前提としてあるわけです。ですから、それは委員長の認識も改めていただきたい。条例を提案する、これを可決すること自身が、もう公の施設として認めているんだと、こういうことになるわけでありまして。

それから、私自身の主張は、公の施設であれば管理条例はなければならぬと。公害防止協定云々とは、これは別個の問題であるとかこういう主張をしてきたわけです。結果的にこの条例を可決をする、認めるということは、私の主張してきたとおりになった。委員長の見解が間違っていたと、こういうことを具体的な行動で認める結果を示している。公害防止協定は、公害防止協定だと。林道管理条例は管理条例として認識をするんだとかいうことになるのかと思いますが、その関連について疑問があるなら委員長の見解を賜りたい。さっきから返事はしていますけれども、内容が理解しがたい返事である、こういう点であります。

それから、3点目は違いがあるんだと。中型車以上のものについては許可をとらなければならぬ、こういうことになるんだとかいうご答弁であったかと思いますが、その許可が出てきたとき、どういう事態になったらその許可をしないのか、あるいはするのか。するのか

という点にどのように議論がされてきたのかと。かつてのように1日200台からのダンプカーがこの駅前を通り、ヒノキ沢の山の中に消えていく、林道に消えていく。こういう状態を規制することができるのかどうなのか、この点にどういう議論をされてまいったのかお尋ねをしたいと思います。

さらに、今いみじくもこの林道の目的を読まれました。第1条の目的を。現状は林班が、林業の施行区域が土地の形質が変わり産廃場になる、あるいは分譲地になる、土砂採石場になる、こういうようなことを具体的に規制をしていく、あるいは規制ができないにしてもそういう事業者との協力体制をつくっていく。そのために土地利用だけではなくて、林道沿線の土地の形質の変更については届け出をして、市と協議をしてください。どういう計画なのか、前もってお知らせくださいこういうことが必要だと思うわけです、この目的のためには。そういう条項がこの条文の中に入っていますか、入っていたらご指摘をいただきたい。ここでそういう点については、こういうぐあいにチェックができますよ、あるいは業者の皆さん、業界皆さんとこういう協力体制がつくれますよという点があればご指摘をいただきたい。全く私の見解ですと、そういう条文が一項も入っていないと思うわけです。

以上です。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 林道管理条例と公害防止協定、委員長の認識が誤っているんじゃないかというふうにおっしゃられましたが、そこら辺のところがよくわかりません。なぜ私の見解が間違っているのかというところが、ちょっとよくわかりません。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 車両規制に関しまして、ですから規制をする必要があるというときには許可する。そのときの条件の一つが、公害防止協定等であると思います。そのような形で、その公害防止協定においては細目の中で細かな規制もしております。1日何台だとか、時間帯、何時間から何時までとか、車両通行についての規制をしております。そのような形で車両通行を規制していく。その大もとにあるのはやはり林道管理条例であり、林道管理条例との関連で公害防止協定をうまく使って、必要なときには必要な規制をしていくというふうなことだと思います。

林道周辺地の土地利用の規制について、この条例案には何も無いのではないかというふうなご指摘ですが、委員会のほうではそのような規制はむしろ、例えば土地利用法ですか、土地利用委員会における審議だとか等々林道管理条例でそのようなすべてのことを全部規制す

るといことはちょっと無理があるんじゃないか。必要に応じて必要な法律、条例等々で対処していくべきではないのかなというふうな意見のほうが大勢を占めました。ですから、例えば千平米以下のものについて、コミュニティーセンターの問題なんかもありましたが、そこら辺の問題についても現実に土地利用委員会のほうの審議で許可等々のことに関してなされているわけでありまして、そのような周辺地域の土地利用のことにまで全部林道管理条例で規制していくというのは、ちょっとそこまでは無理なんじゃないかというのが委員会の審議の大勢でした。

以上です。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、田坂富代君の報告を求めます。

7番。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので、報告します。

記。

1．議案の名称。

1) 議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

2) 議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）（人件費）。

2．審査の経過。

12月14日、15日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、糸賀企画財政課長、鈴木総務課長、原市民課長、河井税務課長、清水福祉事務所長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長、土屋議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を記した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

1) 議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、議第68号 下田市林道管理条例の制定についてに対して、沢登英信君ほか1名からお手元に配付いたしました修正案が提出されました。

ここで提出者の説明を求めます。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番(沢登英信君) それでは、議第68号 下田市林道管理条例に対する修正案。

上記の修正案を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をさせていただきます。

お手元の資料をお開きをいただきたいと思いますのですが、説明は平成22年12月下田市議会定例会の修正案の説明資料のほうでご説明をさせていただきますと思いますので、この資料をお手元にお開きいただきたいと思います。

この修正案は、基本的に原案の不備な点を補っていこうという考えで提案をさせていただくものであります。当局がやっとなですね、公の施設である15本の林道管理条例をつくって管理をしていこうと、この姿勢はまずもって評価をさせていただきたい。しかし、次の点で大きな不備な点があるので、それを補っていこうというものであります。

第6条の禁止行為、そこに5項を設けまして、林道を使用して土砂、残土、廃棄物等大型自動車及び大型特殊自動車で運搬する行為を禁止行為の中に入れようというものであります。

ご案内のように、ヒノキ沢林道にしましても、寝姿山林道にいたしましても、この落合縄

地線、大きく県道やその他の国道とつながっている道路の林道につきまして、林道の規定でつくられた道路でございます。したがって、産廃の大きなトレーラーであるとか、11トン車が通っていいというような状態にはなっていないわけでありまして、しかも、林業振興を妨げております下田市の現状を見てみますと、やはり産業廃棄物場が大きくだれの目にも浮かび合ってくるとこういう現状でありますので、林道を使用しての大型車及び大型特殊自動車によります運搬を禁止し、大都会からこの下田に持ち込まれる産業廃棄物の規制を実質的にしていく必要がある。これが1点目であります。

2点目の第8条の部分は、法令の表示の訂正でございますので割愛をさせていただきます、第18条工作物の設置等の許可について説明をさせていただきたいと思っております。「林道又は林道に接続する土地において、施設等を設置し、道路を開設し、若しくは改良し、又は土地の形質を変更しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない」。18条の2項としまして、「管理者は、前項の許可に際し、林道の管理上必要な条件を付することができる」と。

道路ができますと、その沿線の土地の形質が変わる、あるいは開発がされるということが当然想定されますし、下田市の現状もそうなっているわけでありまして。しかし、土地利用におきましては2,000平米以上とか、5,000平米とか、大変規模の大きい開発しか許可のチェックの対象にしていないこういう現状がございますので、どの面積からチェックするかというのは一応当局にお任せをするということではあります、土地の形質の変更については、一定の許可申請をしていただくんだとこういう措置がどうしても必要であると。林地が、林業振興でほかのものに土地の形質が変えられていくということについては、一定のきっちりした審議で市としてもチェックをしていただくということが必要であるという観点から、工作物の設置等も許可の条項に入れたいというわけでありまして。

19条は、これらの工作物の設置等の許可の基準。どういうときに許可をおろし、どういうときに許可をおろさないかという規定を設ける内容であります。

第19条工作物の設置等の許可基準。「管理者は、前条による許可申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しないものとする。ただし、第1条の目的に反しないと認めるときは、この限りではない」と、こういうことでございます。1項から3項までありまして、第9条各号に該当するとき、2は土砂の流出、崩壊その他災害を発生させるおそれのあるとき。3、水源を汚染し、または森林の保全若しくは育林に悪影響のおそれがある場合には許可ができないというわけでありまして。

めくっていただきまして、4ページをお開きをいただきたいと思います。

市道や国・県道とご案内のように林道は違います。その大きな特徴は受益者負担といいますが、森林開発するために、その森林開発にかかわる受益者が負担金を払う、そしてつくられた道路であると、林道であるということになっているわけですから、当然占用であるとか、ある特定の人が使うそういうときには当然受益者、その関係者のご意見を聞いて、そして市長が結論を出すと、こういう仕組みがあると当然必要である施設であると思うわけでありまして。すべての権限が市長にあるという体制になっていたとしても、受益者のご意見、林道の沿線の関係者の意見をよく聞いて、その上で占用許可する、あるいは許可をしない、こういう判断が当然必要な林道であると言えると思うわけでありまして。そういう点で、全く当局提案の条例には「意見を聞く」という項目が入っておりません。

第20条聴聞、「管理者は、第11条による許可申請の審査にあたって、あらかじめ当該工作物の設置等に利害関係を有する者の出席を求めて、公開による聴聞を行わなければならない」、こういう規定が必要になってくると思うわけでありまして。

第21条は条文をつけ加えておりますので、条文の内容の表示の訂正ということになります。

あと22条、23条はそれぞれ条文の繰り下げというんでしょうか、上げというんでしょうか、差し入れましたので、条項が22条が25条まで繰り上がっていくということになります。

そして、最後に附則であります、下田市の林道維持管理規則で今まで管理してきたわけですので、この管理規則を廃止して新たな条例の適用をするということになるわけですので、第2項に「下田市民道管理規則（平成7年下田市規則第5号）は、廃止する」と、附則のところの説明です。当局案は、附則には第1項と第2項しかございません。そして、規則を廃止するということの明記がございませんので、この条例を見ただけではわからない。前の規則が生きているのか、死んでいるのかということとはわからない状態になっておりますので、条例できっちり前回の規則は廃止をするということをうたっておく必要があるわけでありまして。

このような不備な点がありますので、補わせていただくという点で修正案を提案をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） 沢登議員におかれましては、産廃問題には大変精通されていて、また

市民の皆さんの安全を守るということで市民活動もされていて、その辺は大変ご苦労なことだなといつも感心申し上げております。

今回の条例の今の修正案のお話を伺っておりますと不備な点を補うということでございまして、特に最初の禁止行為に関してはどちらかというところと厳しい内容を設けて禁止をしていくんだというふうに理解ができるんですけども、そういうことで間違いはないでしょうか。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 業者の立場に立てば、現状よりも11トン車は通っていいというような形で規則では来ましたので、産廃や土砂の制限、すべての11トン車ではございませんけれども、産廃や土砂を運搬するダンプカーは規制をしますということですから、そういう意味では業者の立場に立てば規制がされる。市民の立場に立てば大都会からの産廃を、この林道沿線を捨て場にしてもらっては困ると、きっちりと意思表示をするということになるかと思えます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） そしたらちょっと教えていただきたいんですが、より厳しい規制を禁止している事後法の禁止ということがございますが、そのあたりのことを沢登議員はどのように考えていらっしゃいますか。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） すべての法体系、条例が、特に公害に関するものは、最初から法律や条例ができていたわけではございません、残念ながら。具体的な産廃公害が起きまして、公害が起きて、それをどう解決していこうかという形の中で公害防止の法律がつくられ、条例がつくられると、こういう経過がほとんどであると思えます。

ですから、そういう理解でいけばすべてが産廃にかかわる、公害にかかわる法令・条例は事後立法であると。したがって、いつからそれを適用するかというような準備期間が、当然周知徹底させる期間が必要だということはあるかと思いますが、そういう意味ではすべての条例、規制をかける条例というのは事後立法であると。最初からそんな法体系があるなんていうような現状は、どこにもないと言えらると思えます。

議長（増田 清君） 7番、3回目です。

7番（田坂富代君） ちょっと理解が私は、勉強不足なのかもしれませんが、全部はできないということなんですが、より厳しい規制を禁止しているということに対して、今の沢登議員のご説明だとちょっと私は理解ができなかったものですから、そのあたりのことは見解の

違いということもあると思いますので、もう一度そのあたりの見解をお聞きしたいと思います。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 林道として、すべての交通の規制をしようというような考え方には当然立っておりません。具体的に公害を引き起こしてきている実態があるわけですね。その実態に対してどういう対応をしていくのか、市としてどういう対応をするのか、考え方をするのかという姿勢は必要であろうと思います。1日200台からの1社ではない2社の、もとはヒノキ沢については言えば一段の土地だってあるところを2社に分けて、各社100台とすれば200台を超えるような産廃が一時期ですね、平成7年から11年ぐらいにかけてここを通ったわけですから。そういう事態を再び引き起こすような状態は避けてほしいと、そういう条例というのは当然必要だと思うわけです。ですから、そういう市民の立場に立っての条例が必要だと。

それで、産廃の事業がそこでできないというわけではないわけですから、必要であれば自らの道をつくっていただく、あるいは大型でない別のスタイルの状況をつくり出していただく、この条例に合うような方にご商売をしていただく。こういう努力を業者の方をお願いをしていく、求めていくということは必要であると思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません。先ほど規則と条例のことについて、沢登議員より質問を受けまして、ちょっと十分なお返事できなかったんですが、産業厚生常任委員会の協議会にいただいた資料がございます。これちょっと失念していたんですが、その中でも下田市林道管理条例施行規則という案があります。これはですから、林道管理条例が成立した場合に、しかしながら管理規則が全部廃止されるというわけではなくして、下田市林道管理条例施行規則として新しく規則は残ることになります。その中に、「下田市林道管理規則（平成7年下田規則第5号）は、廃止する」というふうなことが書き加えられております。

ですから、こういうふうな形で手続することによって、規則から条例にということの過程はそういうふうなことによってもってなされるんじゃないかというふうに思いますが、そこら辺についてどういうふうにお考えですか。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 維持管理規則ですね、今ある規則は、当局が当局の権限でつくったも

のであります。そして、そういう考えに基づいて林道を管理しているということですので、関係者からその管理についておかしい、法的な争いが起こるといふうなことになると思いますと条例、いわゆる町の法律ではございませんので、当局の権限の内で作ったものですから、大変弱い立場に立たされるということの違いがまずある。ですから、当局自身も一定の権限の規制をするというようなものについては条例にしなければならんと、こういう答弁をされているわけです。

それから今、鈴木議員がご指摘をされました施行規則です。条例を受けて、この条例だけではどういうひな型、様式の申請をするのかわからないので、細目を施行規則という形で条例を受けて、条例のもとに決めるという内容になっているわけです。当局は検討していると、今お手元に言いましたものを。ですから、現在ある規則と施行規則とは全く関係がない。今おっしゃいました施行規則はこの条例を受けまして、この条例を実施するのにどういう手順でやりますかということを決めている内容の施行規則であります。

したがって、現在生きている規則を廃止するというのは施行のほうで決めるのではなくて、条例を見ればわかるように附則できっちり廃止するんだということをうたっていく必要があるんですよと、こう言っているわけです。よろしいでしょうか、ちょっと混乱されていますか。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） ですから、規則を条例にするんですよ。

〔「規則を条例にします」と呼ぶ者あり〕

5番（鈴木 敬君） じゃ、今までの規則はどうするのかということは、施行規則というのを条例が成立した後、管理条例施行規則というものを当局がつくってその中で、今までの規則は廃止しますというふうな手続をとるといふうなことですよね。条例と施行規則が両方あるという状況になるというふうな認識です。これでよろしいんですね。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 当局は確かにそういう説明をされました。施行規則のほうで現行行われている条例の廃止をうたうから、それでいいんだとこういう説明をされましたが、やはり条例そのものを読んで内容が伝わるというぐあいに明らかにしていく必要が僕はあるんだろうと思います。

そうであれば、条例の施行規則に今までそれに従ってきました下田市の林道維持管理規則は廃止をするということを条例の附則できっちりうたっていくべきだと。施行規則のほう

でそういうものをうたえばいいんだということではなくて、条例見れば全体がつかめるとい
うぐあいにしておくべきだと思います。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午前 1 1 時 8 分休憩

午前 1 1 時 1 8 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

修正案に対する質疑を続けます。

ほかに質疑ございませんか。

3 番。

3 番（伊藤英雄君） わからないところがあるんで教えてほしいんですが、この禁止行為、
林道使用して土砂、残土、廃棄物等大型自動車及び大型特殊で運搬する行為はということな
んですが、条文上は 6 条で禁止行為というのを定めていまして、7 条で通行の禁止又は制限
というのを定めているんです。この大型自動車で通行するのがまずいということであれば、
通行の禁止の第 7 条にしないでこの 6 条の禁止行為にしたのは、いかなる理由によって通行
の禁止ではなくて、禁止行為にしたのかということが 1 点。

それから、禁止行為の中でも林道損傷し、又は汚損する行為。林道開設の目的に反する行
為とかいう形で、大まかに言えば大型自動車が通って道路を損傷するとかいうことについ
て、あるいはその通行の禁止のほうでも通行が危険であると、あるいは林道に関する工事施
工のため通行困難と認められるとかいうようなところで、要は禁止行為になっているわけ
ですね。だから、改めてここで大型特殊自動車の通行を禁止するという理由が、いま一つ明
確ではないだろうというのが 2 点目なんですが、そうしますとこの修正案を見ると主体とし
ては、林道を保存するということにおいては、現在の条例でも十分禁止されているわけ
ですね。それでは何がこの目的かという、この修正案を読むと林道を使用して土砂、残土、
廃棄物等を大型自動車及び大型特殊自動車で運搬する行為となっているわけですよ。

それで、ここのところで運搬する行為が主眼としてやっちゃいかんということであると、
逆に読むと大型特殊自動車以外であれば土砂、残土、廃棄物を運搬しても構わないとこうい
うふうにも読めるわけですよ。そうしますとね、産業廃棄物、この条例で産業廃棄物をどう
こうするかということについては議論もあるんでしょうが、産業廃棄物処理その運搬を中型
自動車以下ならやればいいぞというふうにも読めるんだけど。そうすると、逆に台数を増

やしてくるんじゃないか。11トン車で運べないなら5トン車を2台なり3台通しちまえと。そうすると産業廃棄物の積んだ車がむしろたくさん走るという結果を生み出すんじゃないか。運搬する行為ということが今回の改正でのポイントであるとすれば、なぜ大型車はだめなんだけれども、中型車以下なら運搬していいというふうにしたのかと。いっそだめだと。

要するに逆に言うと、林道周辺において廃棄業を行うこと自体はしてもいいと。それは11トン、大型特殊自動車以下の中型以下であればそれはどんどんやってもらっていて結構だと。こういうふうに条例を読むことも可能なんじゃないかというふうに思うんだけど、その点はいかがか。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 伊藤議員のご理解のとおりであります。第一の印象。廃棄物処理及び清掃法によりますと、産廃の積みかえはできないということになっています。したがって、大型車で来て、市内でそれをおろして小型の物に乗っけて、また林道を通るということは法的にできないと、こういう前提がまずあるということでございます。ですから、伊藤さんが言われるようなことは起きない。起きたとすればそれは法律違反であるということになります。

そして、この下田市内からも産廃出ないなんていうような状態はないわけで、産業廃棄物が出るわけで、可能性があるわけです。それらの物の運搬もすべてだめというようなことは考えていないわけです。林道そういうものについては、大型車で大都会から100台も200台も持って来ようというような措置を規制しようということでございますので、市内の方が市内の産廃等を処分をするためにそこを通行する、中型車あるいは小型車等で通行するということは規制しようという見解には立っていないということです。

したがって、産業廃棄物の業そのものを規制しようということではないと。大都会から持って来て現実にこのヒノキ沢で大災害が起きたと、火事が起きる、あるいは廃棄物公害が起きると。こういうものを規制をしていこうという考えでございますので、そういう見解になっているということと、繰り返しますけれども、法的に積みかえて小型の車でもって何台も行くんだということとはできない法体系になっているんだということをご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

〔「最初の質問に答えていない」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） 最初の質問、すみません何だったでしょうか。

〔「禁止行為についてなかったものですから」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） ごめんなさい。3月議会、あるいは9月議会で提案したときに、1つの管理をする条例であると同時に、全国に発信をするという側面があるわけです。下田というところは産業廃棄物について厳しい規制をしていると、観光地だと。こういう発信をしていく必要があると思うわけです。既に産廃の処分場があるわけですから、その沿線、あるいは隣接地等の谷間に事業が拡大されていくという可能性は十分あると思うわけです。そういうものを業者が入ってきても規制がある地域ですよ、自由にできるところではありませんよ、こういう発信をしていく必要があろうかと思います。

したがって、より明確な禁止行為の第6条に定めまして、特に現実に産廃公害を引き起こしてきております土砂や残土、あるいは産業廃棄物の大型車の運搬は禁止だと、こういうことを禁止項目のところであらうたっていく必要がある。7条のほうの通行の云々のところでやらないのかということは、そういうわけでこの禁止行為の4の次に5を設けるとこういう枠組みにしたわけです。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 最初の質問については、全く回答になっていないんじゃないかと思うんですが。外へのアピールということは、6条ならアピールできるけれども7条ならアピールできないというようなことはありようがないというか、考えられないと思うんですね。その条例禁止するんなら禁止しているで十分なんで、多分その6条でなけりゃならんという理由にはならんだろうと。要はどっちでもよかったんじゃないかなとしか思えないわけですよ。外へ向かってのアピールなんて6条ならできる、7条ならできないとそんな議論にはならんということで、要ははっきりしたものはないんだろうなという理解をしたんですが。それともう一つは、大型はだめだけれども中型は、その乗りかえできない云々だけれども、採算面とトラックの調達ができるできないの問題なんだろうと思うんです。

要は最初から中型車で運べば問題ないぞ、やれるんだということになれば、中型のトラックを調達できれば3台に分けて採算が合うかだけの問題で、多分何か利益率は高いんで僕は合うんじゃないかと思うんだけど、そうなる则要するにむしろ多数のトラックが通ってくるよと。産廃のトラックが増えちゃうんじゃないかと、こういう危惧を抱くわけですよ。最初から中型でどんどん運べと。台数やるけれども採算が合うのであればそのほうが、そうなれば条例違反にも何にもならないぞと、いいんじゃないかと。こういうふうなことが当然危惧されると思うんですけれども、そういう危惧は持たれないのかどうか。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 1つの論理上の疑問点を表現されているということは理解をいたします。3月あるいは9月で提案していましたときに、全国既に12の地区でそれぞれ条例が出されていると。そして、先日は千葉県市原市のほうの視察研修に行かれたと。同様の規定を設けているところ、あるいはこれ以上に厳しい規定を設けているところもありますが、この規定を設けたがために、今伊藤議員のご指摘のような事態が生じているという報告を聞いたことはございません。

ですから、現実の問題としては、それは経済的になかなか困難だということになって、そういう他市からの、大都会からの搬入はこの下田に来ないということになる可能性のほうが大であると。それは現実にこういう条例を設けているところの実態を見れば、そのことが一つの証明となるであろうと、こう考えます。

議長（増田 清君） 3番、3回目です。

3番（伊藤英雄君） ここはね、見解の相違なんだろうと思うんですよね。中型車なら産廃で車がたくさん通ろうが何だろうが、条例上は何の問題もないという形がいいのかどうかということについては、私は疑義を持っております。見解の相違なんでどうしようもないなということなんでしょう。

じゃ、それで市内の業者であれば、構わないよと。中型車であれば、それはもう構わないということになりますと例えば東海道筋ですね、から大量に来ることも当然想定されるわけですが、その場合についてもそういうことはあり得ないと。例えば富士、三島、沼津、このあたりから来ることも想定はされないとこういう理解をしているということではよろしいかどうか。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 大型車で大量の産廃を運んで来るといようなことは、十分沼津近辺でありまして対応ができると、こういうぐあいに考えております。したがって、当局の条例案は、この土砂や残土、廃棄物についての禁止項目は全くないわけですから、それとこの修正案を比較していただければ、少なくとも大型に、大きな車による下田以外の大都会からの産廃の搬入については十分規制ができると。こういう比較論からいってもこの修正案のほうがよりいいとこういうぐあいに言えるんじゃないかと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。議席へお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第67号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第67号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第68号 下田市林道管理条例の制定について、及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 林道は、現在荒廃をしているといわれている森林の健全な育成のため、また安定した林業経営のためにも管理条例は必要なものであるということが、委員会メンバー全員の気持ちであります。

しかし、下田市の林道にはさまざまな顔があります。生活道路、また日々工事して変化している落合縄地線、人家の並ぶ寝姿山線、産廃道路と言われているヒノキ沢線、現在林業として活躍している大登山線、またそのほか行きどまりとなっている他の林道があります。

このように多くの顔を持つ林道を一括で管理するということは、非常に難しいことでもあります。しかし、今回提出された原案でほぼやむを得ないだろうという結論になりました。

また、他市の条例を見ると禁止事項に関しては、既得権がある場合などは条例から除いているケースなどを考慮しますと、今回提出された原案で仕方がないだろうという判断にあります。

また、禁止行為や許可に関しては、当局の厳しく、厳正に判断するということに期待して、この原案に賛成いたします。

議長（増田 清君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

11番。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） それでは、修正案に賛成の意見を申し上げます。

当局よりようやく提案されました本林道管理条例第1条の目的には、林道の振興及び林道周辺の自然環境の保全とありますが、提案理由には林道の機能を十分発揮できるよう良好な状態に管理するためとあります。これでは林道本来の目的はなく、道路維持管理面だけが主であるとも思えます。

本修正案の提案理由は、林業の振興及び林道周辺の自然環境の保全を図るためであり、林業の施行以外の大型自動車や大型特殊自動車に林道周辺について道路維持のため一定の制限を加え、林道の機能保全がされることとあります。また、林道に接続する土地においては、施設等の設置や道路の開設、改良、土地の形質変更には道路管理者の許可を受けることなどを明記して、林道周辺の環境保全につなげるものであります。

林道の開設には、市道などの開設とは違い林道用地は寄附であり、開設林道内の林班の森林所有者より負担金をいただいて開設しております。林道を使用して接続土地の林業以外の施設や道路設置に対して管理者の許可が必要であることなどから、本修正案に対し賛成する意見といたします。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

これより議第68号 下田市林道管理条例の制定についてを採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君ほか1名から提出された修正案について起立によって採決いたします。

本修正案の賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、議第68号 下田市林道管理条例の制定についてに対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第68号 下田市林道管理条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第5号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第70号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第70号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議第66号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、過日、第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会に付託いたしました議第66号 第4次下田市総合計画基本構想についてを議題といたします。

これより第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員長、大黒孝行君より委員会における審査の経過と結果についての報告を求めます。

10番。

〔第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員長 大黒孝行君登壇〕

第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員長（大黒孝行君） ご報告を申し上げます。

第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託をされました議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定しましたので、報告をいたします。

記。

1．議案の名称。

1) 議第66号 第4次下田市総合計画基本構想について。

2．審査の経過。

12月16日、17日、20日の3日間、第1委員会室におきまして、議案審査のため委員会を開催し、市当局より糸賀企画財政課長の出席を求め、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

3．決定及びその理由。

1) 議第66号 第4次下田市総合計画基本構想について。

決定、修正可決。

理由、一部字句の整理等が必要と判断し、最低限の修正をすることといたしました。

修正箇所でございますが、お手元に配付をさせていただいております。ご覧ください。

修正の部分の説明を申し上げます。

第4章市の現状分析の表中「/歴女・鉄子」削り、同表に備考として次のように加える。

(SWOT分析)、スワットということでございます。その説明は、別紙のまた1、2に表のまま訂正箇所を説明させていただきます。第4章市の現状分析、外的環境の欄の「/歴女・鉄子」を削除しまして、この表の下段に括弧くくりでSWOT分析という説明をいたす修正でございます。よろしくご審議ください。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) これをもって第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

これより本案について討論に付します。

本案に対する委員長の報告は修正可決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番(沢登英信君) 第4次の下田市総合計画の基本計画につきましては、ご案内のように

庁内で会議を設け、市職員自らがつくってほしいと、専門家に発注をするというようなことではなく、町の10年間の計画は自らつくろうと、こういうこの姿勢をまず評価をしたいと思うわけであります。そして、20人の審議委員の皆さんが第7回にわたり審議を重ねてまいっております。

そして、その特徴は3点にまとめられている経営管理が可能な計画であると、健全な行財政運営が維持できる計画としてつくるんだ、単に絵に描いたもちをつくるのではない、実現可能性のある計画ある、こう自負をしているわけであります。そして、さらに市民と行政が共有する計画だと。市民と一緒にこのまちづくりをしていくんだ、この3つの姿勢は当然高く評価されてしかるべきであると私は考えるものであります。

こういう高邁な精神から考えますと「、歴女・鉄子」を削れとか、「SWOT」を記入せよとか末梢的な意見であります。まさに職員と審議委員が進めてきたこの高邁な精神に傷をつけるものじゃないかと、こう思うわけであります。議会としてこんな心の狭い姿勢はとるべきではないと、こう思います。

そして、ただしこの計画には、幾つかの欠点があります。その欠点の一つは、少子高齢化、人口が減っていく。何とか少なくとも人口増が図れないにしても2万5,000人のこの人口をとどめる、こういうような方向がきっちり定められるべきであります、ここはなかなか困難だと、目標を触れるのをやめようと、こういう弱点があると思います。

それから、市民との協働という点につきましては、いろんな市民団体があるわけです。市長が決める団体だけがその団体だと、こういう姿勢であってはいけないと、こう思うわけであります。この運用については、本当にそういう意味では市長と意見が違って市民の意見としてそれを取り上げて、全体を包んで統一を図っていくと、意見の合意を探っていく、こういう姿勢が総合計画の中で当然必要であると思います。人口にかかわるものは当然市の活性化をどう図るのか。個別計画で定められているので、基本計画や基本的なところではこれも難しい問題であるので触れる点が不十分だと、こういう点もあろうかと思えます。

さらに、下田市のまちづくりの基本理念、そして一定の土地利用の構想図を設けているわけではありますが、ゾーン制とエリア制この2つの概念で区分をしております。しかし、下田市が合併して今日の町から町になったと、この経過を見ますと稲梓地区と例えば須崎地区、あるいは吉佐美地区と、それぞれ特徴が同じ下田であっても違うわけです、旧町と。ですから、各旧町村方の計画地区プランというものが、当然総合計画の中できっちりと位置づけら

れている必要があろうと思います。

都市計画のマスタープランでその点は補われるのでいいんだという、こういうご意見もありますが、それはそれで全く規定がないということではございませんので、納得すると。総体として当局の提案しているこの10年間の第4次の総合計画は妥当なものであると、評価すべきものとであると、こう皆さんに訴えさせていただきたいと思うものであります。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 第4次総合計画について反対意見を述べさせていただきます。

私が反対するのは、1点だけです。すなわち基本構想の施策の大綱に情報通信についての記述が1行もない、この1点です。

10年前につくられた第3次総合計画においては、序論の第4章に第4節IT（情報技術革命の進展）として一節を設けて記述されておりました。そして、それに対応するように基本構想の第2章まちづくりの施策大綱の中で、第3節勢いの活力づくり（産業）と第5節人・物・事の豊かな交流づくり（社会基盤）において、施策として情報の集積、発信機能を整備し地域内の総合的な交流ネットワークづくりに努めます等と記述されておりました。

しかるに、それから10年たったこの第4次総合計画では、確かに序論においては、第5章まちづくりの主要な課題の中で、情報通信技術は加速度に進展し、ますます高度・高速化しており、条件不利地域においては情報通信基盤整備の格差が顕在化し、そのため国や県や関係機関を促し格差を解消する必要があると記述されております。しかし、この記述も原案にはなかったものを、審議会の答申で指摘されて書き加えられたものです。

そして、この課題に対して当然対応すべき施策の大綱の中に1行たりとも「情報通信」という言葉がない。これは異常です。この10年間、日本社会の情報社会化は急速に進行しています。情報通信の基盤整備の必要性は格段に増大してきています。これからのまちづくりに情報通信からの視点は欠かすことができません。

今、国は「光の道構想」を発表し、2015年までにすべての世帯がブロードバンドを利用できるようにするとしております。また、静岡県も既に「しずおか光ファイバー整備構想」を発表しております。このような時代に、これからの10年間のまちづくりに情報通信の基盤整備が施策として全く語られていない、全く不思議です。このような総合計画は、これからの

10年の時代の進展に耐えられない。耐えられるものだととても考えられません。

したがって、この下田市第4次総合計画に反対するものです。

議長（増田 清君） 次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 私は、この総合計画の修正案のほうに賛成をいたします。

まず、今回の総合計画というのは若手・中堅職員が中心となり、まさに下田の未来を担う方々が中心になってつくられた総合計画であります。そういった意味では、私たちが次の世代に引き継いでいくという意味においても大変すばらしい総合計画であると思っています。そして、議決事項ではありませんが、計画のほうには財政計画がつけられているという、まさに画期的な総合計画であるという認識はしております。

その中で、今回修正をしたところには「鉄子」、そして「歴女」という文言があるわけですか、これはいわゆるはやり言葉で、今後の10年の間にはもしかしたら消えてしまうものかということもあります。そして、今の時点も余り使われていないということもあります。そして「SWOT分析」については、ここに表記することによって、どういう分析方法でやったのかということがはっきりするということで、大変わかりやすくなったと。そういう意味で、この修正案というのは大変よかったなというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論ありませんか。

4番。

〔4番 土屋雄二君登壇〕

4番（土屋雄二君） 同じ会派で恐縮ですが、鈴木 敬議員の不满について賛成意見を行います。

情報整備事業は、下田市が独自にリーダーシップをとって行える事業ではなく、ここに記載すべきではないと思います。また、基本構想の15ページと基本計画の43ページに十分記載されております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論終わります。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は修正可決でありますので、まず委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除くその他部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第66号 第4次下田市総合計画基本構想については、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第12号及び発議第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第12号 子宮頸がんワクチンの国と地方による全額助成を求める意見書の提出について、発議第13号 ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） ただいま議長から通告がありましたとおり意見書2件につき順次ご説明させていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後に報告させていただきます。

発議第12号 子宮頸がんワクチンの国と地方による全額助成を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により子宮頸ガンワクチンの国と地方による全額助成を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労

働大臣、静岡県知事に提出するものとする。

平成22年12月21日提出。

提案理由。

子宮頸ガンワクチンの国と地方による全額助成を求めるため。

子宮頸がんワクチンの国と地方による全額助成を求める意見書。

子宮頸がんにかかる人は、日本では毎年約15,000人おり、その中で、毎年3,500人が亡くなる大変重大な病気です。

子宮頸がんはH P V（ヒトパピローマウイルス）の感染が原因で、定期的な健診で早期発見が可能であり、H P V 予防ワクチンの接種と定期健診により、ほぼ100% 予防できるといわれています。

しかし、がん検診の受診率が低いことと、ワクチン接種費用が3回接種で約5万円と高額のため接種したくてもできない状況があります。

H P V 予防ワクチンは欧米や一部途上国など世界26カ国で、主に10代前半を対象とする公費助成が行われ、国内においても121の自治体で公費助成が行われています。

よって、国においては、一日も早く、子宮頸がん予防のため、定期接種対象疾患（一類疫病）に位置づけ、国と地方による公費負担による全額助成にすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第13号 ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）、国家戦略担当大臣、内閣官房長官に提出するものとする。

平成22年12月21日提出。

提案理由。

ロシア大統領の北方領土訪問に関し、一層の外交努力を求めるため。

ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書。

ロシアのメドベージェフ大統領が11月1日、わが国固有の領土である北方四島の一つ、国後島を訪問した。

北方領土は歴史的にも国際法上もわが国固有の領土であることは明白であり、ロシアも

1993年の「東京宣言」において「北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間での合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する」との指針を確認している。

旧ソ連時代を含め、ロシアの国家元首が北方領土を訪問したのは初めてであり、わが国の立場や国民感情からも到底受け入れることができるものではない。

よって、政府は、今般のメドベージェフ大統領の北方領土訪問に厳重に抗議するとともに、日露間の相互信頼関係の構築を図り、北方四島の帰属問題を解決し、平和条約を締結するよう、一層の外交努力を傾注すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成22年12月21日。

静岡県下田市議会。

提出者、下田市議会議員、藤井六一、賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく田坂富代、同じ土屋誠司、同じく森 温繁。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 発議第12号及び発議第13号について提出者の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を許します。

まず、発議第12号 子宮頸がんワクチンの国と地方による全額助成を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第13号 ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます

発議第12号及び発議第13号に対する質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

まず、発議第12号 子宮頸がんワクチンの国と地方による全額助成を求める意見書の提出について、委員会に付託することを省略することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論ないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第12号 子宮頸がんワクチンの国と地方による全額助成を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第13号 ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第13号 ロシア大統領の北方領土訪問に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成22年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時11分閉会